

第1日

平成27年9月1日（火）

午前10時零分開会

○議長（浅尾静二君） 皆さん、おはようございます。

これより平成27年第4回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から9月25日までの25日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの25日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

5番鹿毛哲也議員

6番半田雄三議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から報告3件、議案19件の送付を受けたほか、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。本日ここに平成27年第4回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会には、報告について3件、決算の認定について10件、利益の処分及び決算の認定について2件、補正予算について3件、条例の一部改正について2件、市道路線の廃止及び認定について各1件、合計22件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第14号平成26年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。健全化判断比率が早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は経

営健全化計画を策定し、議会の議決を経て財政の早期健全化を図らなければならないものとなっております。

なお、本市の平成26年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第15号平成26年度甘木鉄道株式会社の決算について及び報告第16号平成27年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第56号議案から第65号議案までにつきましては、平成26年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法第233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により議会の認定に付するものであります。

第66号議案及び第67号議案につきましては、平成26年度の朝倉市工業用水道事業及び朝倉市水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算3件について説明申し上げます。

第68号議案平成27年度朝倉市一般会計補正予算第1号につきましては、小石原川ダム関連経費、災害復旧経費、新地方公会計制度構築経費、その他緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ7億2,368万2,000円を追加し、予算総額を298億2,368万2,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、新地方公会計制度構築経費、水源地域整備事業費、甘木鉄道設備等整備事業負担金及び平成26年度決算に伴う繰越金等を公共施設等整備基金へ積み立てる経費等に2億8,819万5,000円を計上いたしました。

民生費では、地域包括支援センター開設準備補助金及び介護施設等施設整備補助金等として3,393万2,000円を計上いたしました。

衛生費では、小石原川ダム関連経費として木和田・下戸河内地区の水供給施設整備費に2,711万7,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、小石原川ダム関連経費として鳥獣被害防止対策事業補助金、上秋月ほ場整備地区農道舗装工事費及び木和田地区林業用作業道整備補助金に2億9,000万円を計上いたしました。

土木費では、大規模建築物耐震改修促進事業費補助金、都市計画道路変更等に伴う調査委託費として2,543万8,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、林道の災害復旧経費として5,900万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容ですが、歳出に伴う主な財源といたしまして国庫支出金1,007万円、県支出金4,605万8,000円、財産収入2,953万7,000円、繰入金3億3,875万7,000円、繰越金

2億256万7,000円及び市債9,669万3,000円を計上いたしました。

第69号議案平成27年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、事業勘定において前年度の退職者医療療養給付費の確定に伴う支払基金への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ1,327万1,000円を追加し、予算総額を95億8,443万4,000円といたしました。

第70号議案平成27年度朝倉市介護保険特別会計補正予算第1号につきましては、保険事業勘定において、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金並びに国及び県への返還金について補正するものでありまして、歳入歳出それぞれ3,982万8,000円を追加し、予算総額を55億6,944万円といたしました。

次に、第71号議案朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第72号議案朝倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カード及び同法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付に係る手数料を定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第73号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第74号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中、人事案件につきまして追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げます、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（浅尾静二君） 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、7日の本会議において行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。11番大庭きみ子議員。

(11番大庭きみ子君登壇)

○11番（大庭きみ子君） 皆様、こんにちは。11番大庭きみ子でございます。

ただいま紹介されました少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書について趣旨説明を行います。

今、子供たちを取り巻く家庭環境や社会環境は年々厳しくなっております。現在の子供たちの貧困率は2012年度で16.3%であり、6人に1人が貧困状態に置かれている状況であります。子供の貧困は、さらには学力格差にも影響が出てきており、さらなる教育環境の充実が求められているところであります。

また、いじめの問題や不登校の子供たちもふえ続けています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応など、支援が必要な子供たちもふえ、一人一人へのきめ細やかな対応が望まれております。

どの子供も格差なく学びの質を高めていくためには教育環境をよりよくしていかなければなりません。複雑で深刻化してくるさまざまな問題や課題を解決していくためには人的配置が必要であります。そのためには少人数教育の推進や教職員の定数改善が必要であります。しかし、現実では、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえてきています。

また、自治体の独自財源によって教員の定数措置をされているところもありますが、子供たちは全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上保障されてなければなりません。

子供の学ぶ意欲や主体的な取り組みを引き出す教育の役割は大変重要であり、そのための条件整備は不可欠であります。これからの未来を担っていく子供たちの学びを保障し、教育環境をよりよいものにしていくためには、少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する意見書に御賛同賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによりしくお願いいたします。

(11番大庭きみ子君降壇)

○議長（浅尾静二君） 以上で紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。

第56号議案については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く17名の皆さんを指名したいと思います。こ

れに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました17名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

ここで平成27年6月定例会において議決しました発議案第4号議員の派遣についての内容に変更がありましたので御報告いたします。

8月19日から同月21日までの平成27年第1回市議会議員セミナーは、申し込み多数で抽せんとなり、その結果、派遣予定であった議員4名のうち、佐々木明子議員、小島清人議員、和田庄治議員の3名の派遣となりました。

以上、御報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、4日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時17分散会